

令和元年度 基本評価調書

| | | | | | | | |
|-----|-------------|------|--------------------|-------|---------------|-------|---------|
| 施策名 | 男女平等参画社会の実現 | 所管部局 | 環境生活部 | 作成責任者 | 環境生活部長 築地原 康志 | 施策コード | 03 - 12 |
| | | 照会先 | 道民生活課 女性支援室 24-166 | 関係課 | 道民生活課 | | |

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

| 政策体系 | 大項目(分野) | | 中項目(政策の柱) | | 小項目(政策の方向性) | | 総合計画の指標 | |
|-----------|---|------|-----------|----------------------------|-------------|---------------------------|----------------|--|
| | 3 | 人・地域 | (3) | 高齢者や障がいのある方々、女性が活躍できる社会づくり | B | 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり | 女性(25~34歳)の就業率 | |
| 北海道創生総合戦略 | A3911、A3912、A3921 | | 北海道強化計画 | | 知事公約 | C0095 | | |
| 特定分野別計画等 | 第3次北海道男女平等参画基本計画、第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画 | | | | | | | |

1 目標等の設定

| | | | |
|-------|---|------|---|
| 現状と課題 | <p>【男女平等参画への理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いまだ根深く残っている「固定的な性別役割分担意識」を解消し、男女がともに社会のあらゆる分野において個性と能力を十分発揮できる社会を目指して、啓発活動など意識改革のための取組を推進する必要がある。 <p>【女性の活躍推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化などを見据え、女性の活躍を地域全体で応援していく必要がある。一次産業が基幹産業である本道においては、こうした産業構造などを踏まえた北海道らしい女性のライフステージに対応した活躍支援に取り組む必要がある。 ・社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくりを進める必要がある。 ・男女がともに社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が得られることを目指して、意識改革のための啓発などの取組を推進する必要がある。 <p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等参画の実現を阻害するあらゆる暴力が根絶されることを目指して、配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発や被害者等の支援のための取組を推進する必要がある。 | 施策目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、女性の力が発揮できる環境づくりを進めるため、女性の活躍促進に向けたオール北海道での気運醸成や、女性の多様な社会参画及び男女平等意識の底上げ、女性の視点の道政への反映を進めるとともに、男女平等参画の促進や配偶者などからの暴力の根絶に向けて取り組む。 |
|-------|---|------|---|

| 施策の推進体制 (役割・取組等) | 政策体系 | 役割等 | 政策体系 | 役割等 | 施策の予算額 | |
|---------------------|------|--|--|-------|--|---------|
| | | 3(3)B | <p>【男女平等参画社会への理解の促進】</p> <p>[道]①都道府県男女共同参画センターの設置、②男女平等参画社会の形成に資する講演会や法律相談の実施、③男女平等参画の推進に向けた情報の収集・発信と普及啓発の実施、④北海道男女平等参画チャレンジ賞の表彰</p> <p>[国]男女平等参画の視点に立った社会保障制度・慣行や家族に関する法制など、各種制度等の整備、広報・啓発の展開、男女平等参画に関する国際的な協調・貢献など(内閣府、厚生労働省等)</p> <p>[市町村]条例の整備及び基本計画の策定(努力義務)、男女平等参画社会の形成に向けた普及・啓発など各種施策の推進</p> | 3(3)B | <p>【女性の活躍推進】</p> <p>[道]女性活躍推進法に基づく推進計画の策定、女性の活躍に係る各種施策の推進</p> <p>[国]関係法令等の整備、女性の活躍支援のための各種施策の推進</p> <p>[市町村]女性活躍推進法に基づく推進計画の策定(努力義務)、各種施策の推進</p> <p>[民間]北の輝く女性応援会議等による女性の活躍の応援(支援)、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定(従業員301人以上の企業等は義務)</p> | H29 |
| 3(3)B | | <p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>[道]基本計画等の策定、各種施策の推進</p> <p>[国]関係法令等の整備、基本計画の策定(内閣府、厚生労働省等)</p> <p>[市町村]基本計画の策定(努力義務)、各種施策の推進</p> | | | H30 | 138,262 |
| | | | | | | R1 |

| | 政策体系 | 今年度の取組 | 政策体系 | 今年度の取組 |
|-------|--------|---|--|--------|
| | 今年度の取組 | 3(3)B | <p>【男女平等参画社会への理解の促進】</p> <p>◎北海道における男女平等参画推進のための拠点施設である道立女性プラザの管理・運営を行う。</p> <p>○男女平等参画社会の形成に寄与することを目的として、公益財団法人北海道女性協会が実施する教養講座や相談などの事業に対し支援を行う。</p> <p>○情報誌を発行し、男女平等参画に関する理解の浸透を図る。</p> <p>○あらゆる分野において男女平等参画を推進していくため、先駆的な取組を行っている個人・団体等を顕彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施する。</p> | 3(3)B |
| 3(3)B | | <p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <p>○DV被害者を安全に保護するため、道立女性相談援助センターに加え、本道の広域性を考慮して、民間シェルターなどへ一時保護委託を行う。</p> <p>○DV被害者の相談、一時保護及び自立支援のために活発に活動している民間シェルターへの支援を行う。</p> <p>○DV被害を防止するため、広域的な連携を目的とした全道的な連絡会議と各地域での連携を図るための地域ごとの連絡会議を開催する。</p> <p>○適切な相談対応や自立支援等を行うため、全道の関係機関職員を対象とした「全道セミナー」を開催するほか、各種研修会を開催する。</p> <p>○女性相談援助センター等の配偶者暴力相談支援センターを中心に、適切な相談対応を行うとともに委託により夜間休日の電話相談を実施する。</p> | | |

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

| | 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部署の対応(平成31年3月末時点) |
|------------|----------|-------|---------|--------------------|
| 施策 事務事業 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

| | 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部署の対応(平成31年3月末時点) |
|------|----------|-------|---------|--------------------|
| 事務事業 | | | | |
| | | | | |

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

| 政策体系 | 実績と成果等 | 関連する計画等 | | | 備考 |
|-------|---|-------------------------|-------------|------|----|
| | | 北海道 創生総合戦略 | 北海道 強化計画 | 知事公約 | |
| 3(3)B | <p>【男女平等参画社会への理解の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道立女性プラザにおいて、男女平等参画関連情報の収集・提供や調査、研修会や講演会、弁護士による無料法律相談等を実施したほか、平成27年10月から道が委託により運営していた「女性の活躍支援センター」を指定管理業務として移管するなど、北海道における男女平等参画推進の拠点施設である女性プラザの機能強化を図った。 男女平等参画社会づくりに寄与することを目的として、北海道女性協会に対し補助を行い、教養講座(女性大学)や、道内6カ所において教養講演会を開催したほか、法律専門家を道内6カ所に派遣し、無料法律相談を実施した。 情報誌「イコール・パートナー」を発行し、男女平等参画に関する道内の様々な取組を紹介した。 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を実施し、自身の病気等の経験をきっかけに障害のある人もない人も共生できる社会を目指す活動に取り組まれた女性2名を表彰した。 平成31年3月に、「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」を策定した。 | - | - | - | |
| 3(3)B | <p>【女性の活躍推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道立女性プラザ内に設置している「女性の活躍支援センター」に活躍支援員を配置して、道内在住の女性からの多様な相談に対しコンシェルジュとして専門の相談機関や関連施策を紹介するなど対応するとともに、女性が抱える諸問題や将来のキャリア形成に関し、その自発的な解決に向け、これまで発掘したロールモデルの人材等を活用し、成功体験者・指導者・理解者としてメンター(助言者)の支援を受けることができるメンター相談を実施した。 ポータルサイト「北の女性★元気・活躍・応援サイト」に女性活躍に関する情報を随時更新しているほか、SNS(フェイスブックグループ)を利用した情報発信・交流促進を行い、情報交換等を行っている。 女性が活躍していこうとする際に参考となるロールモデルについて取材を行い、ポータルサイトやフェイスブック等で紹介した。(2事例) 気運の醸成と意識改革に向け、経済団体、行政等で構成する「北の輝く女性応援会議」を平成30年1月24日に開催して意見交換を行うとともに、女性の活躍を応援し、女性活躍の気運を広く浸透させていくことを目的に「女性の活躍を応援するリンクージメッセージ」の募集・公表を実施中。 包括連携協定を結ぶ第一生命保険株式会社と共催で道内企業や団体の管理職や女性等を対象としたセミナーを平成30年7月26日、11月14日、平成31年3月13日、7月10日に開催。 女性の活躍推進に向け、各地域における、国や振興局、市町村など関係機関等による連携体制を構築し、女性の活躍を支援するため、女性の活躍推進に係る地域連携セミナーを、平成30年10月22日北見市で、平成31年2月1日札幌市で、2月27日函館市で開催。 女性の社会参画や男女平等意識の向上を図るため、自宅等での起業やコワーキングなど多様な社会参画の事例を学べるイベント「アクションHIROBA」を平成30年10月10日～12日に札幌市で、11月9日～10日に釧路市で開催。 | A3911 A3912 A3921 | - | - | |
| 3(3)B | <p>【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護については、女性相談援助センターで実施しているほか、民間シェルターなど12カ所と委託契約を結び、DV被害者の安全な保護に努めている。 民間シェルターへの支援等により、DV被害者の相談、一時保護及び自立支援などの民間シェルターの活動が活発に行われている。 女性相談援助センター等の配偶者暴力相談支援センターを中心に、適切な相談対応を行うとともに委託により夜間休日の電話相談を実施し、DV被害者への支援に努めている。 | - | - | - | |

(2) その他の取組の成果等

| | | | |
|-----------|--|--------------------|---|
| 国等要望・提案状況 | <ul style="list-style-type: none"> 地域や経済の活性化に向けた女性活躍推進の環境整備や、女性活躍推進に関する十分な財源の確保について内閣府へ要請(H29.7) 民間シェルターの運営基盤の安定強化やDV被害者に対する支援活動等に対する補助制度の創設について内閣府及び厚生労働省へ要請(H30.7) | <p>施策に関する道民ニーズ</p> | <ul style="list-style-type: none"> 未来を創る女性懇話会意見(H29.8) 北海道は広く、直接話をするためには時間や費用を要する。道では、地域で活動している女性を紹介する事業を実施しているが、そうした女性達が情報交換・アイデアを出しあえる場やイベントを作ってほしいという要望を踏まえ、平成30年度から新たに、女性の社会参画や男女平等意識の向上を図るため、自宅等での起業やコワーキングなど多様な社会参画の事例を学べるイベント「アクションHIROBA」を開催。 |
|-----------|--|--------------------|---|

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 施策名 | 男女平等参画社会の実現 | 施策コード | 03 - 12 |
|-----|-------------|-------|---------|

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価 |
|--------------------------------|-----------------|

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

(1) 施策間・部局間の連携

| 政策体系 | 連携内容 | 連携先 | | 取組の実績と成果 |
|-------|--|-------|--|---|
| | | 施策コード | 関係部・関係課 | |
| — | 北海道男女平等参画推進連絡会議において、知事部局、教育委員会、警察本部が密接的に連携・協力して、男女平等参画に係る施策の総合的、かつ、効果的な推進を図る。 | — | 総務部総務課、総務部人事局人事課、総合政策部総務課、環境生活部総務課、保健福祉部総務課、経済部経済企画課、農政部農政課、水産林務部総務課、建設部建設政策局建設政策課、教育庁教育部総務政策局教育政策課、教育庁教育部生涯学習推進局生涯学習課、警察本部警務部警務課、警察本部生活安全部生活安全企画課 | 「第3次北海道男女平等参画基本計画」に基づき、各部局において男女平等関連施策を実施している。 |
| 3(3)B | 女性活躍HIROBA事業と女性の再就職支援などにおいて双方のセミナー等で事業紹介するなど連携し、多様な女性の社会参加への意欲を醸成する。 | 0516 | 経済部労働政策局雇用労政課 | 女性活躍HIROBA事業と経済部主催事業のセミナー等で双方の事業を紹介した。 |
| | | | | |
| — | 若年層における交際相手からの暴力(デートDV)の防止に係るセミナー(専門研修)を道教委と共催で実施する。また、配偶者からの暴力被害者(DV被害者)の一時保護について、道(道立女性相談援助センター)と道警が連携し対応する。 | 1102 | 道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 | 若年層における交際相手からの暴力防止に関する全道セミナーを平成31年1月17日に道教委と共催で開催した。 |
| | | 2101 | 道警本部生活安全部子供・女性安全対策課 | |
| 1(1)B | 関係部局で構成する「働き方改革推進プロジェクトチーム会議」(働き方推進室主催)に出席し、人材確保につながる就業環境の改善や多様な人材の活躍、生産性の向上などについて検討する。 | 0514 | 経済部労働政策局雇用労政課 | 平成30年5月29日に開催された働き方改革推進プロジェクトチームに出席し、多様な人材の活用や処遇など就業環境の改善、生産性の向上による働き方改革に向けた取組結果及び取組計画について情報共有を図った。 |
| | | | | |

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

| 連携内容 | 連携先 | 取組の実績と成果 |
|---|---|---|
| <p>「北の輝く女性応援会議」(平成26年10月)は、国、道、市町村、経済界、産業団体、金融機関、女性団体、NPOなどの20団体のトップで構成しており、各構成機関との連携や協力のもと、オール北海道で本道の女性の活躍を推進するための気運の醸成を図っている。また、平成28年4月より、当該会議は、北海道女性活躍推進計画において、女性活躍推進法第23条に基づく協議会に位置付けている。</p> | <p>道経連、道商連、道商工会連合会、JA、漁連、森林組合、れんごう、道女連、女性プラザ、北海道子育て支援ワーカーズ、ワイズスタッフ、太田明子ビジネス工房、北洋銀行、北海道銀行、道信用金庫協会、道労働局、道経産局、市長会、町村会</p> | <p>・北の輝く女性応援会議を平成31年1月24日に開催し、意見交換を行うとともに女性の活躍を応援し、女性活躍の気運を広く浸透させていくことを目的に「女性の活躍を応援するリンケージメッセージ」の取組を実施している。</p> |
| <p>「女性相談援助関係機関等連絡会議」を設置し、「売春防止法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく、保護又は自立のために援助を必要とする女性への相談援助や保護の効果的な推進を図るため、関係機関等相互の情報・意見交換等を行っている。</p> | <p>道の各関係機関、札幌市各関係機関、裁判所、検察庁、法務局、入国管理局、保護観察所、公共職業安定所、市長会、町村会、医師会、弁護士会、日本司法支援センター、人権擁護委員連合会、北海道女性協会、北海道家庭生活総合カウンセリングセンター、北海道女性保護連絡協議会、北海道母子生活支援施設協議会、北海道シェルターネットワーク、性暴力被害者支援センター北海道、など計44機関</p> | <p>・「女性相談援助関係機関等連絡会議」を平成30年12月17日に開催し、関係機関の取組状況について情報を共有するとともに若年層へのDV防止等に係る啓発活動等について意見交換を行った。</p> |
| <p>コンビニ等の協力による、配偶者からの暴力(DV)の相談機関・窓口を掲載した啓発カードの店頭配置や、女性の活躍推進に係る各種取組(ライフデザイン研究本部研究員の活用によるセミナーの共同開催)などを、民間企業の協力のもと実施。</p> | <p>(DV関係) (株)セコマ、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、イオン北海道(株)、(株)イトーヨーカ堂</p> <p>(女性活躍関係) 第一生命保険(株)</p> | <p>・道内の全コンビニエンスストア3,000店舗の協力により、DV被害者向けの相談機関・窓口を掲載したカードを店頭配置し、啓発を行った。 ・包括連携協定を締結している第一生命保険株式会社と共催で道内企業や団体の管理職や女性等を対象としたセミナーを平成30年7月26日、11月14日、平成31年3月13日、令和元年7月10日に開催し、女性活躍推進に係る情報の共有を図った。</p> |
| | | |

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 施策名 | 男女平等参画社会の実現 | 施策コード | 03 - 12 |
|-----|-------------|-------|---------|

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定 (H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合

| 主① 指標名 | 目標の基準 | | 今年度の目標 | | 最終目標 | | 達成度合 | B | 評価年度 | H30 | 達成度合の分析 ほか |
|---|---------------------------------|------|--------|---------|-----------------|---------|------|-------|---------|---------|---|
| | 基準年度 | H26 | 年度 | R1 | 最終年度 | R1 | | | | | |
| 女性(25~34歳)の就業率(%) (暦年) | 基準年度 | H26 | 年度 | R1 | 最終年度 | R1 | 達成度合 | B | 評価年度 | H30 | 100%は達成していないものの、H29年より3.1%増加した他、H29年の全国平均値との差4.3%に比べ、H30年はその差が3.1%と縮小した。引き続き女性が活躍できるよう働きやすい環境づくり等を進める各種施策の推進を図る必要がある。 |
| | 基準値 | 66.8 | 目標値 | 全国平均値以上 | 最終目標値 | 全国平均値以上 | 年度 | H30 | R1 | 進捗率 | |
| 【指標の説明】 結婚・子育て期における就業を希望する女性の活躍の状況を測る。 | 根拠計画 | | 政策体系 | 増減方向 | 達成率の算式 | | 目標値 | 77.6 | 全国平均値以上 | 全国平均値以上 | |
| | 北海道総合計画 第3次北海道男女平等参画 基本計画 | | 3(3)B | 増加 | (実績値/全国平均値)×100 | | 実績値 | 74.5 | - | 74.5 | |
| | | | | | | | 達成率 | 96.0% | - | - | |

| ● 本施策に成果指標を設定できない理由 | ● 達成度合について | | | | | |
|---------------------|-------------|--------|-----------------|----------------|-------|------|
| | 達成度合 | A | B | C | D | - |
| | 直近の成果指標の達成率 | 100%以上 | 90%以上 100%未満 | 80%以上 90%未満 | 80%未満 | 算定不可 |

令和元年度 基本評価調書

| | | | | | |
|-----|-------------|-------|----|---|----|
| 施策名 | 男女平等参画社会の実現 | 施策コード | 03 | — | 12 |
|-----|-------------|-------|----|---|----|

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

| 整理番号 | 政策体系 | 事務事業名 | 事務事業概要 | 課・局 室名 | 前年度から の繰越事業 費(千円) | 令和元年度 | | | | | |
|------|-------|-------------------------------|---|-----------|-------------------------|-------------|------------|------|------|------|-------------------|
| | | | | | | 事業費 (千円) | うち 一般財源 | 執行体制 | | | フル コスト (千円) |
| | | | | | | | | 本庁 | 出先機関 | 人工計 | |
| 0622 | 3(3)B | 北海道女性協会補助金 | 女性の知識・地位向上を図るための研修会等を実施するための経費の補助 | 道民生活課 | | 3,871 | 3871 | 0.3 | 0.0 | 0.3 | 6,262 |
| 0623 | 3(3)B | 男女平等参画社会づくり推進事業費 | 男女平等参画社会づくりの気運を高めるための広報啓発活動や会議の開催、先駆的な活動等を行っている個人・団体等の顕彰、市町村の取組を支援するための業務 道や内閣府が行う男女平等参画に関する調査事務 北海道男女平等参画条例に基づく、道の施策等に関する苦情申し出に対応する委員及び道民等からの男女平等参画に関する申出窓口の設置のための業務 | 道民生活課 | | 2,185 | 789 | 1.2 | 3.0 | 4.2 | 35,659 |
| 0624 | 3(3)B | 女性プラザ管理運営費 | 道立女性プラザの指定管理に係る経費 | 道民生活課 | | 25,396 | 25,396 | 0.6 | 0.0 | 0.6 | 30,178 |
| 0625 | 3(3)B | 女性相談援助に関する事務 | 女性保護等の行政事務 | 道民生活課 | | 0 | 0 | 0.4 | 3.5 | 3.9 | 31,083 |
| 0626 | 3(3)B | 配偶者暴力被害者支援対策費 | 配偶者暴力の防止や被害者に対する支援等を行う事業 | 道民生活課 | | 43,048 | 24,675 | 1.6 | 10.6 | 12.2 | 140,282 |
| 0627 | 3(3)B | 配偶者暴力被害者支援対策費(夜間 休日相談実施事業) | DV被害防止のため、電話相談の夜間・休日相談を実施し、女性の保護・自立対策を充実 | 道民生活課 | | 3,387 | 3,387 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 4,184 |
| 0628 | 3(3)B | 女性相談援助センター管理費 (義務費) | 女性相談援助センターの運営に係る事務 | 道民生活課 | | 53,582 | 28,694 | 0.8 | 8.6 | 9.4 | 128,500 |
| 0629 | 3(3)B | 男女平等参画の推進に関する事務 | 男女平等参画に関する情報を道のホームページを活用して広く提供する(男女平等参画 情報ボックス事務含む) 社会貢献賞の表彰に係る事務 | 道民生活課 | | 0 | 0 | 1.3 | 1.2 | 2.5 | 19,925 |
| 0630 | 3(3)B | 男女平等参画推進員設置費 | 北海道男女平等参画基本計画の各地域での定着に向けた活動の推進、配偶者暴力被害 者相談対応や被害者支援の充実を図るため、男女平等参画推進員を設置。 | 道民生活課 | | 12,194 | 12,194 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 13,788 |
| 0631 | 3(3)B | 北の女性活躍サポート事業 | 社会参画を希望する女性に対し、柔軟性のある社会参画の方法を紹介するほか、企業や 団体等に向けた講演会等を開催する事業 | 道民生活課 | | 6,064 | 3,032 | 1.7 | 0.0 | 1.7 | 19,613 |
| 計 | | | | | 0 | 149,727 | 98,167 | 8.1 | 27.0 | 35.1 | |

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

| 政策体系 | 達成度合の集計 | | | | | 判定 | 成果指標の分析 |
|-------|---------|-----------------|----------------|-------|------|---------|--|
| | A | B | C | D | - | | |
| | 100%以上 | 90%以上 100%未満 | 80%以上 90%未満 | 80%未満 | 算定不可 | | |
| 3(3)B | | 1 | | | | A・B指標のみ | 〈女性(25~34歳)の就業率(%) (暦年)【B】〉 基準年度(H26)から増加しているものの、目標値(全国平均値)には達していないことから、引き続き女性が活躍できるよう働きやすい環境づくり等を進める各種施策の推進を図る必要がある。 |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| 計 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | A・B指標のみ | |

(2)取組の分析

| 基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの) | | 対応している (○あり→対応している) | 対応しているとする理由 |
|---|--|------------------------|---|
| 1 | 計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか | ○ | 社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくりに向け、計画した施策を着実に実施し、女性の活躍推進に向けた気運の醸成や女性の視点の道政への反映、男女平等参画を阻害する暴力の根絶等に向け取組を展開した。 |
| 基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる) | | 取組がある (○あり→取組がある) | 取組があるとする理由 |
| 2 | 施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか | ○ | 女性の活躍支援や配偶者暴力(DV)被害者の保護・支援に関する施策の推進など、必要な要望を国に対して実施しており、状況の進捗が認められる。 |
| 3 | 道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立てているか | ○ | 審議会や会議等において、女性の活躍推進や男女平等参画全般について意見を聴取し、施策の推進に役立てている。 |
| 4 | 施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか | ○ | 男女平等参画や女性活躍に向けた気運の醸成、啓発活動や被害者保護などのDV対策の推進において、関係する部局・施策間で連携を図っていることが確認できる。 |
| | 施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか | ○ | 女性の活躍支援に関する各種取組やDVの未然防止のための啓発に関する取組などを進めるに当たり、各地域や民間との連携・協力を効果的に実施した成果が確認できる。 |
| 判定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b) | | | a |

(3)総合評価と対応方針等

| 成果指標の分析 | | 取組の分析 | 総合評価 | | | | | |
|---------|-------|---|----------|----------------------|--|-------------------------|----------|-------|
| 判定(計) | | 判定 | | | | | | |
| A・B指標のみ | | a | 概ね順調に展開 | | | | | |
| 対応方針 | | | 関連する事務事業 | | | 関連する計画等 | | |
| 対応方針番号 | 政策体系 | 内 容 | 方向性 | 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 北海道創生総合戦略 | 北海道強靱化計画 | 知事公約 |
| ① | 3(3)B | 【男女平等参画社会への理解の促進】 引き続き「第3次北海道男女平等参画基本計画」の周知に努め、道内各地における男女平等参画に対する意識の醸成や理解の促進を図るとともに、関係機関や部局との連携の下、男女平等参画社会の実現に向けた施策に積極的に取り組む。 | 再構築に向け統合 | 0622 0623 0624 | 北海道女性協会補助金 男女平等参画社会づくり推進事業費 女性プラザ管理運営費 | | | |
| ② | 3(3)B | 【女性の活躍推進】 今年度に引き続き女性の社会参画についてのニーズや実態などの調査、活動の掘り起こしや臨時ワーキングスペースの設置・起業体験会の開催・ワークミーティングの実施等、就労や社会参画等に課題を持つ女性達が多様な活躍等を知ることができる場の創出を検討する。 | 再構築に向け統合 | 0631 | 北の女性活躍サポート事業 | A3911 A3912 A3921 | | |
| ③ | 3(3)B | 【男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶】 第4次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画に基づき、関係機関、団体と連携を図りながら、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立のために切れ目のない支援を進めていく。 | 再構築に向け統合 | 0626 0627 | 配偶者暴力被害者支援対策費 配偶者暴力被害者対策費(夜間休日相談実施事業) | | | C0095 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

| 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(評価時点) |
|----------|-------|---------|--------------|
| | | | |

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

| 対応方針 番号 | 対応 | 事務事業 |
|------------|--|--|
| ① | <p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のみならず男性や道内各地の市町村・関係団体の男女平等参画社会に向けた意識醸成やニーズへ対応するため、道立女性プラザにおける男女別の利用状況の把握や、講演会等の参加者を対象に性別役割分担意識に関する調査を実施する。 ・市町村男女共同参画計画の策定促進のため、未策定市町村を個別に訪問し、地域の実情を踏まえた働きかけを実施する。 ・知事部局、道教委、道警察で構成する「北海道男女平等参画推進連絡会議」において、関連施策に関する情報共有と第3次北海道男女平等参画基本計画の進捗状況の把握・公表を行い、次年度の取組に反映させる。 | <p>改善：北海道女性協会補助金 改善：男女平等参画社会づくり推進事業費 改善：女性プラザ管理運営費</p> |
| ② | <p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会参画及び男女平等意識の底上げを図るため、ビジネス体験のブースや交流スペース（臨時ワーキングスペース）等を活用した、女性の多様な活躍と社会参画の実例を見て学べるイベントを道内2か所で開催し、女性の社会参画意識や就労等に向けた条件についてアンケート調査を実施するとともに、企業・団体等の女性活躍に向けた意識改革を目的に、講演会やトークセッションを道内3か所で実施する。 | <p>改善：北の女性活躍サポート事業</p> |
| ③ | <p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の施策体系に示されている「保護体制の充実」や「市町村、関係機関、団体等との連携協力」等を推進するため、女性相談援助センター等関係機関と情報を共有するとともに、民間シェルター等の新たな取組等について連携協力する。 ・被害者の早期発見につながるための「DVIに関する医療関係者の対応マニュアル」の作成から10年以上経過したため、北海道男女平等参画審議会に専門部会を設置し、マニュアルの改訂を検討する。 ・法務局・人権擁護委員連合会等の関係機関と連携し、「若年層に対する予防啓発の推進」等の取組を進める。 | <p>改善：配偶者暴力被害者支援対策費 統合：配偶者暴力被害者支援対策費（夜間休日相談実施事業）</p> |

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

(3) 事務事業への反映状況

| 方向性 | 拡充 | 改善 | 縮小 | 統合 | 廃止 | 終了 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 反映結果 | | 5 | | 1 | | | 6 |

| 次年度新規事業 (予定) |
|-----------------|
| |

| 整理番号 | 事務事業名 | 一次政策評価に おける方向性(再掲) | 次年度の方向性 (反映結果) |
|------|-------------------------|-----------------------|-------------------|
| 0622 | 北海道女性協会補助金 | 統合 | 改善 |
| 0623 | 男女平等参画社会づくり推進事業費 | 統合 | 改善 |
| 0624 | 女性プラザ管理運営費 | 統合 | 改善 |
| 0631 | 北の女性活躍サポート事業 | 改善 | 改善 |
| 0626 | 配偶者暴力被害者支援対策費 | 統合 | 改善 |
| 0627 | 配偶者暴力被害者対策費(夜間休日相談実施事業) | 統合 | 統合 |